耐震診断の方法	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	(地震の震動および衝撃に対して 倒壊し、または崩壊する危険性 が高い。)	(地震の震動および衝撃に対して 倒壊し、または崩壊する危険性 がある。)	(地震の震動および衝撃に対して 倒壊し、または崩壊する危険性 が低い。)
1 平成18年国土交通省告示184号別添第1第1号の耐震診断の方法	I _W < 0.7	0.7 I _W < 1.0	1.0 l _W
2 平成18年国土交通省告示184号別添第1第2号の耐震診断の方法	l _S <0.3 または q<0.5	左右以外の場合	0.6 l _s かつ 1.0 q
3 「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文 管助第217号文部大臣裁定)	l _S <0.3 または q<0.5	左右以外の場合	0.6 l _s かつ 1.0 q
4-1 (一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」(時刻歴応答計算を除く)	上部構造評点 < 0.7	0.7 上部構造評点 < 1.0	1.0 上部構造評点
4-2 (一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」(時刻歴応答計算を除く)	上部構造評点 < 0.7	0.7 上部構造評点 < 1.0	1.0 上部構造評点
5-1 (一財)日本建築防災協会による (既存鉄骨造建築物の耐震診断指針; (1978年版)	V _R /V _I < 0.5	左右以外の場合	1.0 < V _R /V _I
5-2 (一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	l _S <0.3 または q<0.5	左右以外の場合	0.6 l _s かつ 1.0 q
6-1 (一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により 想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法			1.0 I _S /I _{SO}
6-2 (一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準;に定める「第2次診断法」および 「第3次診断法」(1977年版)	I _S /I _{SO} < 0.5	左右以外の場合	1.0 I _S /I _{SO}
6-3 (一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」および 「第3次診断法」(1990年版)	I _S /I _{SO} < 0.5 または C _T ·S _D < 0.15	左右以外の場合	1.0 l _S /l _{SO} かつ 0.3・Z・G・U C _T ・S _D 1.25 < C _T ・S _D
6-4 (一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準;に定める「第2次診断法」および 「第3次診断法」(2001年版、2017年版)	I _S /I _{SO} < 0.5 または C _{TU} ·S _D < 0.15·Z·G·U	左右以外の場合	1.0 I _S /I _{SO} かつ 0.3・Z・G・U C _{TU} ・S _D
7-1 (一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」 により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法			1.0 l _s /l _{so}
7-2 (一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 および「第3次診断法」(1983年版)	I _S /I _{SO} < 0.5	左右以外の場合	1.0 l _s /l _{s0}
7-3 (一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 および「第3次診断法」(充腹材) (1997年版)	$I_S/I_{SO} < 0.5 \text{ \pm ct}$ $C_T \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	1.0 l _s /l _{SO} かつ 0.25・Z・G・U C _T ・S _D
7-4 (一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 および「第3次診断法」(非充腹材) (1997年版)	I _S /I _{SO} < 0.5 または C _T ·S _D < 0.14·Z·G·U	左右以外の場合	1.0 I _S /I _{SO} かつ 0.28・Z・G・U C _T ・S _D
7-5 (一財)日本建築防災協会による'既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 および「第3次診断法」(充腹材)(2009年版)	I _S /I _{SO} < 0.5 または C _{TU} ·S _D < 0.125·Z·R _t ·G·U	左右以外の場合	1.0 I _S /I _{SO} かつ 0.25・Z・R _t ・G・U C _{TU} ・S _D
7-6 (一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 および「第3次診断法」(非充腹材)(2009年版)	I _S /I _{SO} < 0.5 または C _{TU} ·S _D < 0.14·Z·R _t ·G·U	左右以外の場合	1.0 I _S /I _{SO} かつ 0.28・Z・R _t ・G・U C _{TU} ・S _D
8 (一財)建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Q_u/ \cdot Q_{un} < 0.5$	0.5 Q _u / · Q _{un} < 1.0	1.0 Q _u / · · Q _{un} かつ GI _S < 1.0 1.0 GI _S
9 「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	l _S <0.3 または q<0.5	左右以外の場合	0.7 l _s かつ 1.0 q
10 (一社)プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」	上部構造評点 < 0.7	0.7 上部構造評点 < 1.0	1.0 上部構造評点
11 (一社)プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」	P/Q < 0.5	0.5 P/Q < 1.0	1.0 P/Q
12-1 (一社)プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち大型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法	$Q_u/Q_{un} < 0.5$	0.5 Q _u /Q _{un} < 1.0	1.0 Q _u /Q _{un}
12-2 (一社)プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうちリブ付中型コンクリートパネル造 建築物に対する耐震診断の方法	Q _u /Q _{un} < 0.5 換算壁量 < 基準壁量/2	0.5 Q _u /Q _{un} <1.0 基準壁量/2 換算壁量 <基準壁量 基準壁較数/2 換算壁枚数	1.0 Q _u /Q _{un} 基準壁量 換算壁量
	換算壁枚数 < 基準壁枚数/2 Q _u /Q _{un} < 0.5	基準壁枚数<基準壁枚数0.5 Q_u/Q_{un} < 1.0	基準壁枚数 換算壁枚数 1.0 Q _u /Q _{un}
12-3 (一社) ブレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち臥梁付中型コンクリートパネル造 建築物に対する耐震診断の方法	換算壁量 < 基準壁量/2	基準壁量/2 換算壁量 <基準壁量	基準壁量 換算壁量
	換算壁枚数 < 基準壁枚数/2	基準壁枚数/2 換算壁枚数 <基準壁枚数	基準壁枚数 換算壁枚数
13-1 (一財)日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める「第 1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法			1.0 I _S /I _{SO}
13-2 (一財)日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める「第 2次診断法」	I _S /I _{SO} < 0.5 または C _{TU} ·S _D < 0.15·Z·G·U	左右以外の場合	1.0 l _S /l _{SO} かつ 0.3・Z・G・U C _{TU} ・S _D
14 (一財)日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」			要件をすべて満たす
15 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号) ならびにこれに基づ(命令および条例の規定(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。)に適合するものであることを確認する方法			確認できる